

利益最大化マーケティング実践講座 利用規約

講座受講者（以下、「甲」と称する）とリタマーケティング株式会社（以下、「乙」と称する）とは、下記のとおり『利益最大化マーケティング実践講座』に関する契約を締結する。

第1条(目的)

甲は、乙に対し第2条に定めるサービスを委託し、乙はこれを受託する。

第2条（内容及び方法）

1. 本サービスで提供するコンサルティング業務の内容は、次のとおりとする
 - (1) マインドセット(結果を出せる人の思考の癖を身につける)のアドバイス
 - (2) 価値創造(圧倒的な魅力のある商品を作る)のアドバイス
 - (3) セールスファネル(売る仕組み)作りのアドバイス
 - (4) 信頼獲得の仕組み作りのアドバイス
 - (5) LTV(生涯顧客価値)を最大化する為のアドバイス
2. コンサルティングに関する指導並びにアドバイスの提供方法は次のとおりとする。
 - (1) zoom(WEB 会議ツール)による相談およびアドバイス
 - (2) 電話による相談およびアドバイス
 - (3) チャットワーク又はメールによる相談およびアドバイス
 - (4) 動画を活用したアドバイス
 - (5) (1)(2)の相談の日時は、あらかじめ双方で決定しておくものとする。

第3条（守秘義務）

1. 甲は、乙の指導内容について、乙の書面による許可なくして、出版、講演、電子メディアによる配信等又はその他の方法により、一般公開してはならない。
2. 甲及び乙は、利用契約の履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を第三者に提示、漏洩しないものとする。

第4条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から12か月間とする。
なお、終了事由の如何を問わず、本契約第3条については本契約終了後もなお効力を有するものとする。

第5条（返金・契約の破棄について）

1. 甲は返金や契約の中断や破棄は行うことができないものとする。万が一契約中の中断や破棄があった場合も講座費用は全額支払うものとする。

第6条（強制退会・返金について）

1. 甲は乙や講座参加者のトラブルとなるような行為、迷惑となる行為や悪影響を与えるような行為、講師への批判や誹謗中傷といった行為全般は固く禁じるものとする。
なお、このような行為を行った場合は甲を強制退会処分とする。その際は既に支払い済み費用の返金は一切行いません。
また、甲が強制退会処分を受けた場合でも講座費用は全額支払うものとする。

第7条（免責事項）

1. 本契約は甲の成果を保証するものではない。

第8条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

第9条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、乙の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

付則

本規約は、2021年3月1日から施行されます。

2021年3月1日制定